

(税関係の申告は必ず提出を)

停電のお知らせ

東北電力梶見附営業所では、次の日程により、村内の一部の部落について、送線電修理作業のため、停電を行いますので十分ご周知ください。

Table with 3 columns: 月日, 停電時間, 停電区域. Includes dates 1月25日 and 1月29日 with corresponding times and areas like 真弓猫興野 and 中野西.

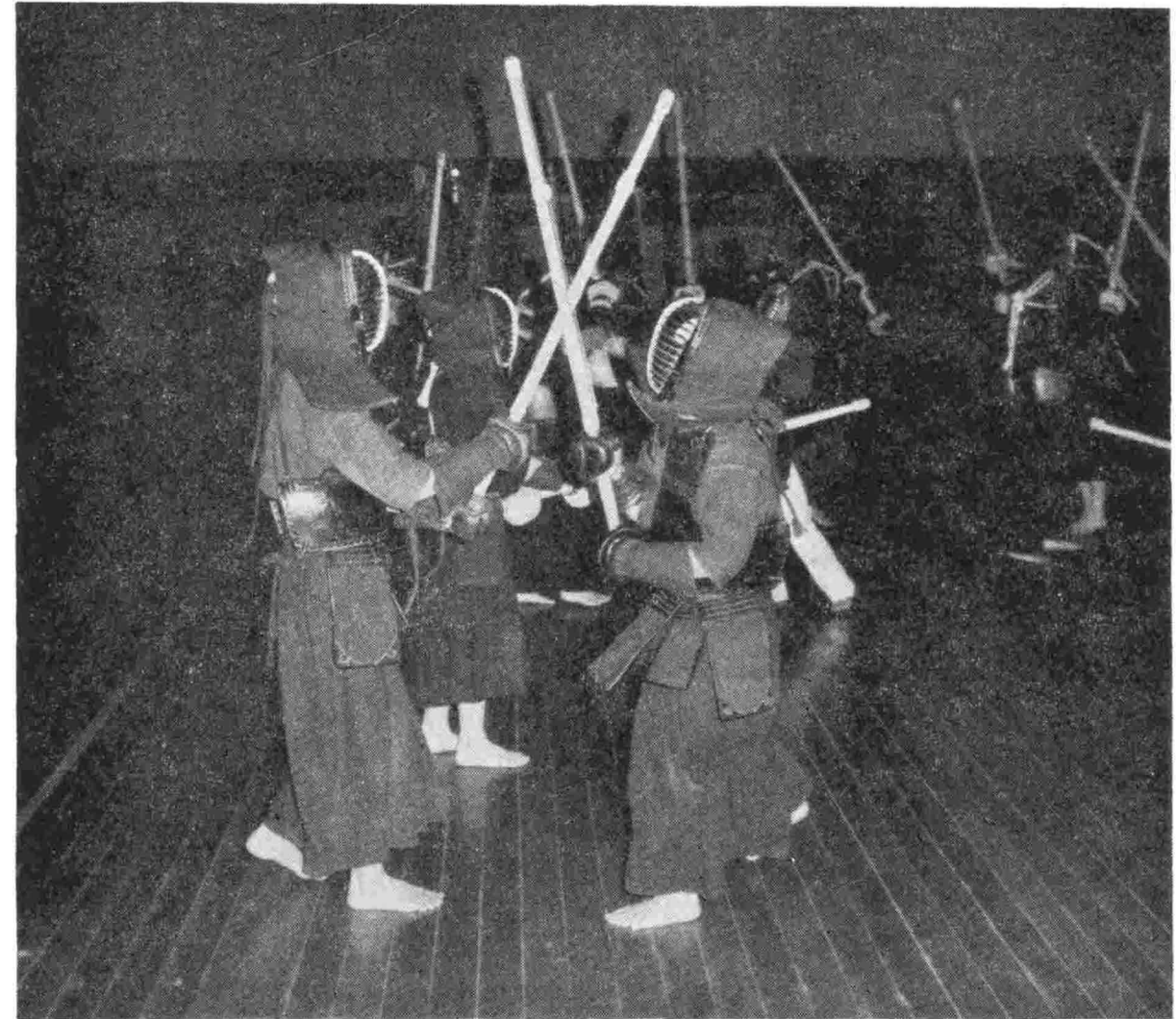
農業所得に関する諸控除の申告手続は 終了しましたか... 税関係の申告は必ず提出を... 農家組合長さんを通じて昭和四十九年度分の課税資料となる農業所得に関する諸控除の申告手続を完了していただきます。

人口のうごき

1月1日現在 ()内は11月1日との比較 人口 11,504人 (-5) 男 5,606人 (+3) 女 5,898人 (-8) 世帯数 2,190 (+2)



1月号 南蒲原郡中之島村役場



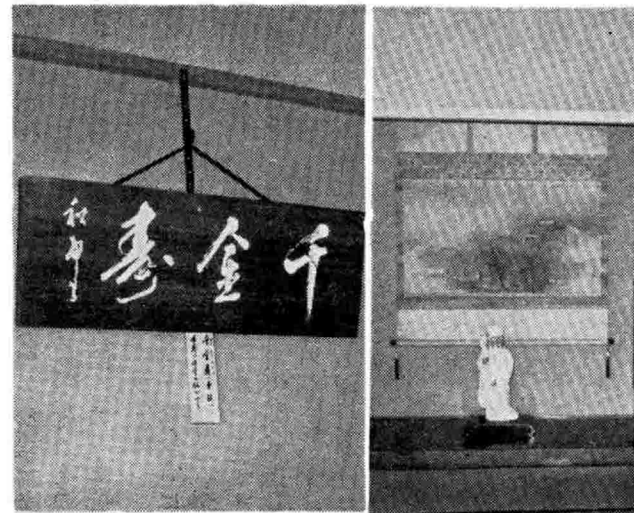
!!編集と発行・役場企画課

老人憩の家 調度品類の

!!寄贈者のお知らせ!!

- 中野中 小根山弥三太
中之島 光正寺
中之島 佐藤勝蔵
中之島 長坂吉和
中之島 妙栄寺
中之島村老人クラブ連合会

老人憩の家「刈谷田荘」の設置に際し、村民有志の方々から調度品類を寄贈していただきましたので、そのご芳志に對し心から感謝しお礼を申し上げます。



(郵便番号を確かめて)

日ごろ疎遠な間柄でも、年賀状を交換して消息を確かめ合うのは楽しいものですが、年賀状を受け取られず、これを機会に住所録を整理してはどうか。

年賀状で～

住所録の整理を

号が変わっている地域などがある。整理をする際には郵便番号にも気をつけましょう。住所録をつくってないご家庭は、この際つくられてはどうか。アイウエオ順と、イロハ順に見出しをつけてもつくれます。年賀状をそのまゝ親せき別や商用先別に分けて、年賀状のすみをリングなどで、つづるだけでもつくることできます。

心配ごと相談所

あなたはいま、一人で心配ごとで悩んでいませんか。早いうちに相談してみましよう。一、相談日 毎月一日、十日、二十日 二、時間 午後一時から午後三時まで 三、場所 中之島村役場相談室 四、相談内容 生活相談、医療相談、家事相談、児童相談、老人相談、職業相談、その他 ※秘密は、厳守しますので、お気軽においでください。

!!日本一をめざし 寒稽古にはげむ

今月の納税 △市町村民税(第4期分) △保育料(1月分)

新年のご挨拶

中之島村長 齊藤恭三



村民の皆様新年おめでとうございませう。

皆様方におかれてはますますご健勝にて、良い年を迎えられたことと、心からお祝い申し上げます。

昨年は私にとりましては、まことに意義深い年でありました。全村民のための村政と取り組むべく身心を新たにいたし昭和四十九年を迎えたわけでありませう。どうぞ変わらざるご指導とご協力をお願いいたします。

化が進み、地域開発が急速に発展し、ひたすらに物の豊かさを追求してまいりましたが、いまこの生き方が修正されようとしております。政府はインフレ阻止のため、総需要の抑制が至上命令となり、公共事業の繰り延べ等が実施されるものと予想され、これが波及して村内外の公共事業も、少なからず影響をうけ、村造りの進展にも多少の手直しをせまられるものと推測されます。

私は、まづ村民の生活安定に最大の目標をおき、村の懸案事項である、高速自動車道路や上越新幹線並びに長岡、見附バイパスの設計協議等の進捗を図り一日も早く供用開始となるよう努力いたします。

また、内政の面としましては、継続の県道中野三条線の中条バイパスの早期完成、大口与板線の促進並びに村道改良、舗装を始め中之島地内の都市計画街路や都市下水路等に一段の努力を傾けたいと存じます。また、小学校の統合問題や、用水計画等についても実施可能な範囲より手がけ、実施に踏み切りたい所存であります。

新年のご挨拶

中之島村議会議長 山崎孝一



明けましておめでとうございませう。

本年もまた皆様方と手をとり合って、村政の進展と地域住民の福祉増進に向けて精一杯の努力をかたむけて参りたいと存じております。

いろいろ山積みしている大小の諸問題に取り組むためにも村民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

村当局におきましても、村民に率先して消費の節約に積極的に取り組む、真剣に「物を大切にしよう」、「ムダ使いをなくしよう」という基本的姿勢に立ち、最少の経費で、最大の効果を出さざるべく全庁員に指示を出すと共に、これが実行、努力すべく一層の創意工夫をし事務事業の適正な執行をいたすものであります。

この時局多難な年ではあります。が禍を転じて福となす諺もあります。また、本年は千里をかける寅の年でもあり、村勢の躍進の年にしたいものであります。最後に村民の皆さんの益々のご多幸をお祈りいたしまして年頭のごあいさつといたします。

特に議会構成は、村民全体の構成をなす縮図的存在でありませうので、議員と住民との間の考え方にズレが生じないよう充分留意し、山積する村政の諸問題と取組んで参る所存であります。

村民各位のご理解と一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。まして新年のごあいさつといたします。

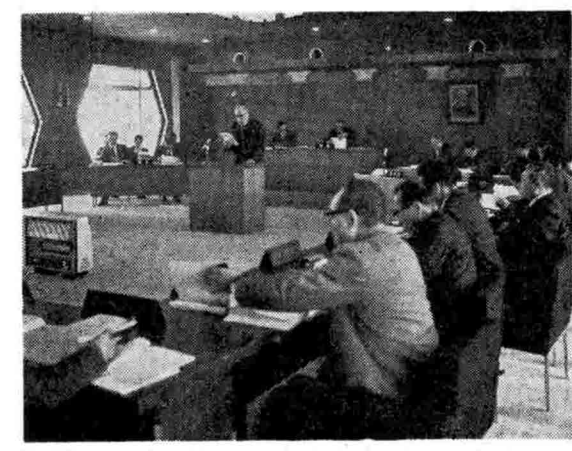


12月定例会 昭和47年度各会計の決算を認定 一般会計で七百二十七万円を補正

村議会の十二月定例会は、十二月十七日招集され、四日間の会期で十二月二十日に閉会されました。

この定例会に付議された案件は、補正予算や各決算など、村長提出議案十三件であり、いずれも原案どおり可決されました。

主なものは次のとおりです。



- ◎ 昭和四十八年度中之島村一般会計補正予算(第八号)について(議案第七号)
- ◎ 民生費
- ◎ 議会費
- ◎ 総務費
- ◎ 衛生費
- ◎ 農林水産業費
- ◎ 土木費
- ◎ 教育費

小中学校暖房用燃料費など百二十六万八千円。

村議会議員の報酬額が次のとおり改正されました。

◎ 昭和三十七年度中之島村各会計歳入歳出決算の認定について(議案第九号)

◎ 議員、四万円(三万四千元)、()欄は旧の報酬額です。

◎ 昭和三十七年度中之島村水道事業会計決算(打切)の認定について(議案第十号)

◎ 収入役 十五万二千元(十二万九千元)

◎ 昭和三十七年度栄村中之島村組合立刈谷田小学校組合一般会計歳入歳出決算の認定について(議案第十一号)

◎ 固定資産評価審査委員の任期満了に伴い大字中条田口正治()欄は旧の給与額です。

◎ 中之島村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について(議案第四号)

◎ 昭和三十七年度中之島村水道事業会計決算(打切)の認定について(議案第十号)

- ◎ 請願
- ◎ 村道改良に関する請願について(継続審査)
- ◎ 農業共済事業強化育成に関する請願について(継続審査中)
- ◎ 臨時ポンプ設置費補助に関する請願について(継続審査中)
- ◎ 早ばつによる農業用水確保に関する請願について(継続審査中)

都市計画事業の 下水路工事始まる

本年度工事区間 一六七メートル

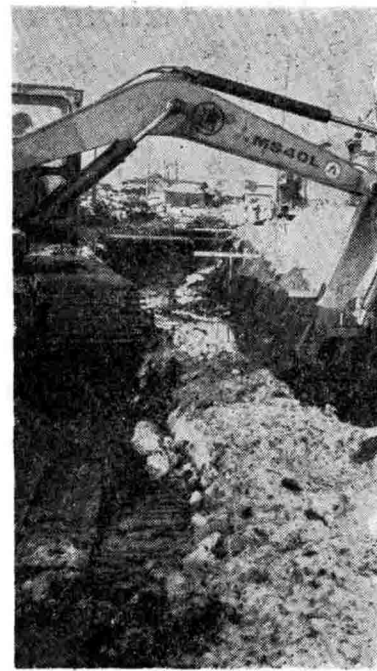
市街化区域内の環境保全と整備開発を図るため、さきに都市計画施設として計画の決定をしていました。中央都市下水路の工事が、昨年八月国の事業認可があり、十一月から工事がスタートしました。

この中央都市下水路に集水される区域は大字中之島の集落地のほぼ全域で約四十六ヘクタールとなっています。

また、位置は、中之島川を起点として県道見附与板線沿にある農業排水路を利用し、中之島地内の旧西小川江と接続させ、中之島小学校附近を終点として計画され、その延長は約二、五〇〇メートルとなっています。

このうち、本年度事業として、役場庁舎前から国道八号線に向って約一〇〇メートル附近の旧西小川江から上流約一六七メートルの区間について工事が行われます。

また、この事業は約九〇〇万円、うち約半については、国の補助金によってまかなわれます。



この工事の施工業者は、大字 中之島の鶴松井組です。

市街化区域内に 新しい用途地域が指定

昨年の12月28日から適用

- 容積率 二〇〇%
- 商業地域
- 建ぺい率 八〇%
- 容積率 四〇〇%
- 準工業地域
- 建ぺい率 六〇%
- 容積率 二〇〇%
- 工業地域

助役と収入役決る

助役大竹良多氏、収入役中島武氏



大竹助役 中島収入役

村議会では、一月一四日臨時議会を開き、先に任期満了に伴って辞職された前助役坂口佐一郎氏と前収入役吉野健次氏の後任人事について審議し、助役に中之島大竹良多氏、収入役に中島武氏の選任に同意しました。なお一月一六日から就任されました。

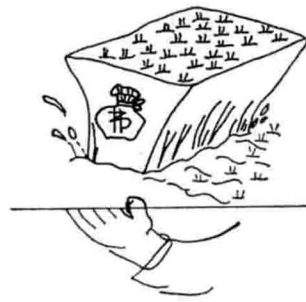
村議二期、総務文教副委員長、村消防団長、村商工会副会長。

収入役 中島武(五七才) 略歴

村議二期、産業委員長、元副議長、元農協組合長、農業委員。

また、前助役坂口佐一郎氏は一五年数カ月、前収入役吉野健次氏は四年間に亘って村政に尽くしてこれ大変ご苦労様でした。今後も村の発展のためにご協力をお願い致します。

土地や建物を 売ったときの税金



土地や建物を売ったときの利益を譲渡所得といいます。

譲渡所得には、所得税がかかります。所得税はいろいろな所得を総合して税金を計算するのが建前ですが、土地や建物の譲渡所得に対する税金は、他の所得と分離して計算することになっています。

また、売った土地や建物の所有期間によって、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分して、それぞれ異なった方法で税金が計算されます。

譲渡所得は、売ったときの価

住宅公団 特定分譲住宅の説明会開催

昭和四十九年度の日本住宅公団特定分譲住宅についての説明会が、次の日程により開催されますので多数ご出席ください。

1月30日 長岡市で

△日時 昭和四十九年一月三十日午後一時三十分

△会場 長岡市四郎丸沖田長岡総合庁舎三階第一会議室

△説明者 日本住宅公団関東支所係官

※ 特定分譲住宅とは……事業主が、従業員のための住宅や独身寮を希望される場合に、住宅公団がその建物を建設して分譲する住宅等をいいます。

長期と短期の譲渡所得 の区分について

◎長期譲渡所得とは「五年をこえる期間もつていた土地や建物譲渡(売り渡す)したことによる所得です。」

◎短期譲渡所得とは「五年以下の期間しかもつていなかった土地や建物を譲渡したことによる所得です。ただし、昭和四十四年一月一日以後に購入したり、建築したりした土地や建物は、その保有期間が五年をこえていても、その譲渡所得は短期譲渡所得となります。」

△長期間もつていた土地や建物を 売ったときは▽

長期譲渡所得の税金は、ほかの所得と分離して、その金額の大小にかかわらず、売った時期によって、一定の税率をかけて計算されます。

税率は、昭和四十八年中に売った場合は、一五%、昭和四十九年と五十年中に売った場合は、二〇%です。

また、特別控除として長期譲

- 額から取得費と売ったときかかった費用を差し引いて計算されます。
- 取得費は、売った資産を買入れたときの購入代金や購入手数料です。しかし、実際の取得費が、売った価額の五%より少いときには、売った価額の五%を取得費とすることができます。
- 売ったときの費用は、土地及建物を売買するために直接支出した費用で、たとえば次のようなものです。
- ① 売るに際して支払った測量費用
 - ② 売るに際して支払った仲介手数料
 - ③ 売るために借家人に支払った立ちのき料
 - ④ 土地の上にある家屋をこわして、土地を売ったときの取りこわし費用
- ただし、売る資産の修繕費、固定資産税などは、売ったときの費用になりません。

- 渡所得から百万円が差引かれませんが、短期譲渡所得には、この百万円の特別控除はありません。
- しかし、次のような場合には、長期、短期譲渡所得のいずれでも特別控除が認められますが、年間の譲渡所得全体を通じて、最高二千万円が限度です。
- (注、この特例の適用を受けた長期譲渡所得については、重ねて一般的な百万円の特別控除は受けることはできません。)
- ① 自分が住んでいる居住用財産を譲渡した場合……百万円。
 - ② 取用などにより資産を売った場合……二千万円。
 - ③ 特定土地区画整理事業などのため土地等を買った場合……一千万円。
 - ④ 特定住宅地造成事業等のために土地等を買った場合……五百万円。
 - ⑤ 農地保有の合理化などのため農地等を買った場合……二百五十万円。
- ◎ その他短期譲渡所得の場合などの、くわしいことは税務署へおたずねください。